

平成30年3月15日

文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中

日本公認会計士協会

高等学校学習指導要領案について

平成30年2月14日付けで公表された高等学校学習指導要領案について、別紙のとおり意見を提出します。お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上

- ・ 件名 高等学校学習指導要領案について
- ・ 氏名 日本公認会計士協会
- ・ 職業 団体
- ・ 住所 東京都千代田区九段南四丁目4番1号
- ・ 電話番号 03-3515-1120 (代表)
- ・ 意見の分類番号 ⑥
- ・ 意見

「公民」での会計に関する教育について

既に公表されている中学校学習指導要領（平成29年3月31日文科科学省告示第64号）及び中学校学習指導要領解説社会編（平成29年6月）には、次のとおり記載されています。

- ・ 中学校学習指導要領

「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと。」（第2章第2節社会〔公民的分野〕「3 内容の取扱い」(3)ア(イ)）

- ・ 中学校学習指導要領解説社会編

「資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である。」（第2章第2節3(3) P.137）

当協会は、中学校社会科（公民的分野）での学習を発展させ、市場経済における会計情報の活用及び企業会計の役割について更に学習を深めることを、高等学校学習指導要領に明記すべきと考えます。

具体的には、〔第1 公共〕の3(3)カ(カ)及び〔第3 政治・経済〕の3(2)ウ(キ)を次のように改める（傍線部分を追加する）べきと考えます。

P. 99

12行目「……。『金融の働き』については、金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化とそれを支える会計情報の活用についても触れること。……」

P. 108

15行目「……。また、『金融を通じた経済活動の活性化』については、金融に関する技術変革と企業経営に関する金融及び企業会計の役割にも触れること。」

また、会計（複式簿記）は、15世紀ヨーロッパで取りまとめられて以降、基本的な概念の変化がなく、現在まで経済事象を記録・報告する手段として普遍的に用いられている人類の英知であるということを、高等学校学習指導要領に基づく教育課程において取り上げるべきと考えます（〔第1 公共〕の3(2)オ(イ)関連）。

・意見の分類番号 ⑫

・意見

「家庭」での会計に関する教育について

第9節家庭では、「第1 家庭基礎」、「第2 家庭総合」に共通して、「C 持続可能な消費生活・環境」の(1)及び(3)において、生涯を通じた長期的な経済計画や家計収支が取り上げられています。また、これらに係る「内容の取扱い」では、キャッシュレス社会の利便性と問題点、将来のリスクなども取り上げられています。

第9節家庭では、主体的に家庭の生活を創造する資質・能力を、実践的・体験的な学習活動を通して育成することを目指すとされています。このような目標については、大いに賛同するところでありますが、実践的・体験的な学習活動に加えて、事象の理論的・体系的な理解をすることで、より実生活に活用可能な資質・能力を身に付けることができると考えます。

今回、指導要領案に示された前記のような事項の学習には、「資産と負債」、「フローとストック」といった会計の基礎的な考え方の理解が役立つと考えます。また、民法改正による成年年齢の引き下げ(20歳→18歳)が検討されており、契約や財産管理の前提となる会計の基礎的な考え方を高等学校の段階において理解することが、これまで以上に重要になります。したがって、各科目の「C 持続可能な消費生活・環境」の学習の導入又はまとめとして、会計の基礎的な考え方を取り扱うことを明記すべきと考えます。